



お知らせ

プレミアム商品券の使用は3月末まで

奥州市プレミアム付商品券の使用期限は3月31日(日)です。期限後は商品券の使用、払い戻しができませんのでご注意ください。

■問い合わせ 市プレミアム付商品券事務局 (☎ 30-9110)

収入証紙の買い戻しは3月末まで

未使用の奥州市収入証紙の買い戻しを行っています。期限を過ぎると買い戻しができなくなりますので、今一度ご確認ください。期限までに申請してください。

■申請方法 申請先にある申請書(市ホームページからのダウンロード可)に必要事項を記入して提出

■申請期限 3月31日(日)

■注意事項 市収入証紙と県収入証紙・収入印紙は異なるものですのでご注意ください。また、消印のあるもの、著しい汚れや破損しているものは買い戻しできない場合があります。

■問い合わせ・申請先

本庁会計課 (☎ 34-2347)

市ホームページ▲



福祉乗車券を交付

障がいのある人を対象とした福祉乗車券の交付を4月1日(日)から開始します。

■種類 ▶小型タクシー(バス)乗車券▶リフトタクシー乗車券(利用条件あり)

■対象 次のいずれかの交付を受けている人 ①身体障害者手帳1級および2級 ②下肢障がい3級 ③療育手帳A ④精神障害者保健福祉手帳 ※2年度に自動車税、軽自動車税の減免を受ける人、施設の入所者は除く

■持ち物 障害者手帳、印鑑(認印可。スタンプ式は不可)

■問い合わせ・申請先 本庁福祉課障がい福祉係(☎ 34-2325)、各総合支所福祉担当グループ

2年度中の出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届け出

2年度は国勢調査が行われます。この年度内に出生・死亡・死産の届け出と、婚姻・離婚の届け出をされる人は、届け出書に「職業の記入(死亡届のみ併せて産業の記入)」をお願いしています。

窓口に職業・産業例示表を備えていますので、参考の上、記入をお願いします。

■問い合わせ 本庁市民課戸籍係(☎ 34-2913)

大規模盛土造成地マップを公表

市は、国土交通省が宅地耐震化推進事業に基づき作成した「奥州市大規模盛土造成地マップ」を公表します。マップは市ホームページや問い合わせ先窓口にてご覧ください。

■問い合わせ 本庁都市計画課計画係(江刺総合支所・☎ 34-1661)

市ホームページ▶



「前沢温泉舞鶴の湯」臨時休館のお知らせ

前沢温泉が4月から指定管理による運営に変わるため、3月30日(日)から4月3日(金)まで、臨時休館となります。皆さまにはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。また、指定管理制度移行に伴い、夜間回数券の使用は3月29日(日)までとなりますのでご了承ください。1日券、3時間券は、4月以降も利用できます。

■問い合わせ 前沢温泉舞鶴の湯(☎ 56-6048)

江刺総合支所 ☎ 35-2111 〒 023-1192 江刺大通り1-8

胆沢総合支所 ☎ 46-2111 〒 023-0492 胆沢南都田字加賀谷地 270

前沢総合支所 ☎ 56-2111 〒 029-4292 前沢字七日町裏 71

衣川総合支所 ☎ 52-3111 〒 029-4332 衣川古戸 64-4

新幹線走行試験を実施

JR東日本では、新幹線試験電車を使用して走行試験(仙台～新青森間ほか)を実施します。ご理解をお願いします。詳しい日程は市ホームページに掲載しています。

■実施期間 3月23日(日)～7月21日(日)(実施日は主に火土)

■時間帯 午後11時ごろ～午前5時ごろ

■問い合わせ JR東日本盛岡支社企画室(☎ 019-625-4019)

市ホームページ▶



国道4号 水沢東バイパスが部分開通します

国土交通省が事業を進めている国道4号水沢東バイパス(延長9.6km)のうち、「水沢姉妹町～水沢東中通り二丁目」間(延長2.3km)が部分開通します。

■開通日時 3月21日(日)午後3時半



■問い合わせ 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所(☎ 019-624-3131)

固定資産税に関する縦覧や閲覧

2年度固定資産税に関する帳簿・台帳の縦覧・閲覧を実施します。

■問い合わせ 本庁税務課土地係(☎ 34-2375)、家屋係(☎ 34-2376)

項目	縦覧	閲覧
期間	4月1日(日)～30日(日) ※土日祝を除く	通年 ※土日祝と年末年始(12月29日～1月3日)を除く
時間	午前8時半～午後5時15分	
場所	本庁税務課	本庁税務課・各総合支所納税担当グループ
対象	土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿	固定資産課税台帳(名寄帳)
縦覧・閲覧ができる人	①固定資産税の納税者 ②上記①の代理人 ③納税管理人	①固定資産税の納税義務者 ②借地人、借家人 ③固定資産を処分する権利がある人 ④上記①～③の代理人
必要なもの	○本人確認ができるもの 顔写真付きのものは1点(運転免許証など) 顔写真がないものは2点(健康保険証、年金手帳など) ○代理人はそれを証明する書面(委任状など) ○納税管理人は前年度の納税通知書、課税明細書	○本人確認ができるもの 顔写真付きのものは1点または顔写真がないもの2点 ○借地・借家人は賃貸借契約書または賃借料の領収書など ○固定資産を処分する権利がある人は、それを証明する書面 ○代理人はそれを証明する書面
手数料	無料	有料 ※4月1日(日)～30日(日)は無料

広告

広告